

東北運輸局運輸支局長部外功労者表彰内規 ※抜粋

改正平成23年3月31日（達第6号）

第1条 東北運輸局運輸支局管内における部外功労者の表彰（以下「表彰」という。）については、別に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第2条 褒章は、運輸支局長が表彰状又は、感謝状を授与して行う。

第3条 選考の範囲は、次の自動車関係事業とする。

1. 自動車関係事業
バス事業、タクシー事業、トラック事業、貨物運送取扱事業（貨物自動車運送事業者の行う貨物運送に係るものに限る）、整備事業、販売事業、陸送事業、レンタカー事業等
2. 前各号の事業及び自家用自動車に関する事業の振興発展を目的とする団体

第4条 表彰は、次に掲げるものに対して行う。

1. 職責遂行、事故防止の功労
前条の事業に従事するもので、危険を顧みず職責を遂行し、又は、重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な者（または団体）
2. 発明、考案、改良、研究の功労
前条に関する有益な発明、考案、改良又は研究を行い運輸業務に著しい貢献をした者
3. 自動車関係事業の功労
 - （1）前条に掲げる事業の役員として13年以上、又は、事業者団体の役員として8年以上、もしくは、当該事業又は事業者団体に25年以上勤続し、その功績が顕著な年令48歳以上の者であって、現にその職にあること
 - （2）その他自動車関係事業の発達改善に尽力し、その功績が特に顕著な者（又は団体）
4. 永年勤続
 - （1）従事者
前条の事業の従事者であって、25年以上にわたって当該業務に精励し、年令45才以上の者、又は団体の従事者であって、20年以上にわたって当該業務に精励し、年令40才以上の者で勤務成績優秀にして他の模範となる者
 - （2）道路運送事業等運転者
現に道路運送事業等の事業用自動車運転者として15年以上勤続し、その間責任事故もなく、成績、操行ともに他の模範となる者
6. その他業績から判断して、運輸支局長が必要と認める者

第5条 関係事業者団体の長は、前条各号の表彰に該当する者と認められるときは、次に掲げる書類1部を添えて運輸支局長あて提出するものとする。

2. 功 績 調 書 (第3号様式)
3. 履 歴 書 (第4号様式)
4. 自 認 書 (第5号様式)
5. 無事故・無違反証明書
6. 戸 籍 抄 本
7. 団体の規模及び事業概況等調 (第6号様式)
8. 企業の規模及び事業概況等調 (第7号様式)
9. その他参考となる資料

第6条 表彰は、毎年11月1日に行う。

【東北運輸局運輸支局長部外功労者表彰 関係書類作成上の留意事項等】

第4条関係

3. 自動車関係事業の功労

ア 「事業の役員」とは、取締役相当以上又は経営責任者をいう。

イ 「事業者団体の役員」とは、理事等以上の役職をいう。

但し、監事、顧問、評議員、代議員等は含まない。

ウ 「当該事業又は、事業者団体に25年以上勤続」として表彰する者は、事業又は事業者団体の役員であって、その期間が2年以上の経歴を有するものに限る。

エ 年令、年数は、表彰日現在で計算し、事業又は団体を異にした場合でも勤務期間に通算する。

オ 功労は、満18才以後におけるもの（功労に関する年齢の下限）を対象とする。従って、18才未満における業務歴、団体歴等の経歴は、計算の対象としない。

カ 被表彰候補者（以下「候補者」という。）は、原則として当該事業者団体の長、もしくは、これに準ずる者の推薦するものに限る。

キ 候補者は、過去1年以内に東北運輸局長（以下「局長」という。）が所管する関係法令違反による処罰を受けていない者で、かつ、過去3年以内に道路交通法違反による処罰を受けていない者に限る。

ク 第3条に定める同一事業により過去に運輸支局長又は上位の表彰等を受けた者は、第4条第6号に係る表彰を除き、除外する。

4. 永年勤続

ア 前号のエからキまでは、この号に該当する候補者について準用する。

イ 第4条第4号（1）の「事業の従事者」とは、当該事業に一貫して従事している者とする。

ウ 運転者の勤続年数は、事業用自動車を運転し得る免許を取得した以降を計算するものとし、原則として異業種における年数は合算しないものとする。

第5条関係

○ 選考について

候補者の選考にあたっては、罪を犯した者、被疑者、社会的な道徳の欠如している者など、その者を表彰することが国民感情にそぐわない者については、除外する。

○ 提出書類

2. 功績調書及び3. 履歴書

ア 功績調書の事績には、第4条第4号関係候補者にあつては、永年勤続〇〇年〇〇月及び在職中の勤務状況等記載し、その他の候補者にあつては、功績内容を詳細、かつ、具体的に記入し、特に功績の主体性を明確にする。

イ 功績が多岐にわたっている場合は、各分野ごとに項を起し、それぞれの功績を詳細に記入する。

ウ 履歴書の氏名の字画は、戸籍通り正確に書き、ふりがなを付する。

エ 資格欄には、第二種運転免許、自動車整備士等の資格取得年月日、及びその種類等を記入する。

オ 職種欄は、在職期間の始期、終期、役職名、会社等の名称及び変遷事項を略さず正確に記入する。

5. 無事故・無違反証明書は、自動車安全運転センターが発行するものとする。

なお、免許証を受有しない者については、別紙様式1の宣誓書をもって代える。

7. 団体の規模及び事業概況等調及び8. 企業の規模及び事業概況等調は、第4条第3号に該当する候補者以外は必要としない。

9. その他参考となる資料

ア 推薦書は、別紙様式2による。

イ 第4条第4号に該当する候補者の推薦書は事業主のものとする。

ただし、第1号様式～第7号様式の内紙は、A4判を用い、横書きを基本とし、左とじ（裏白）とする。